

令和8年度和歌山県高校教育改革促進拠点運営事業に係る和歌山工業高校改革支援業務に係る
質問に対する回答

*No.4以降は今回追加した回答です。

No.	質問	回答
1	組織再編に伴い、本業務に係る事業の運営主体を、同一企業グループに属する別会社へ、令和8年10月1日をもって移管する予定です。実施要領1.において契約日を令和8年10月1日と想定するよう定められていることから、契約締結の時点では当該移管が完了している見込みです。移管先は同グループの事業会社であり、本業務の実施にあたっては、企画提案書に記載の内容を引き続き活用いたします。本業務を遂行する体制、配置する人員、業務の実施方法及び業務実績は、移管の前後で変更なく維持されます。つきましては、応募申請書及び企画提案書の提出名義について、下記のいずれによることが適当か、ご指示をいただけますでしょうか。 (1) 応募申請書提出日における運営法人 (2) 移管先である別会社 (3) 両社を併記する形	複数名義での応募申請を想定していませんので、(1)(2)いずれかを選択してください。
2	組織再編に伴い、本業務に係る事業の運営主体を、同一企業グループに属する別会社へ、令和8年10月1日をもって移管する予定です。3.(1)に掲げる(ウ)役員等に関する調書、(エ)登記事項証明書、(オ)財務諸表、(カ)納税証明書につきまして、下記の2点をご教示いただけますでしょうか。 (1) 移管前の会社が競争入札参加者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、これらに代えることが可能でしょうか。 (2) 移管先である別会社に係る登記事項証明書、財務諸表、納税証明書等を併せて提出すべき場合は、必要となる書類の範囲をご指示いただけますでしょうか。	移管前の会社の名義で提出される場合、移管前の会社が競争入札参加者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって3.(1)の(ウ)～(カ)に代えても構いません。移管先の別会社の名義で提出される場合、競争入札参加者名簿に登載されていないのであれば、3.(1)の(ウ)～(カ)を提出してください。ただし、移管前の会社の名義で提出される場合であっても、移管先の別会社に係る3.(1)の(ウ)～(カ)の提出を妨げません。
3	組織再編に伴い、本業務に係る事業の運営主体を、同一企業グループに属する別会社へ、令和8年10月1日をもって移管する予定です。つきましては、契約締結が令和8年10月1日以降となり、その時点で移管が完了している場合の取扱いについて、下記の2点をご教示いただけますでしょうか。 (1) 7.に定める協議において、契約の相手方を移管先である別会社とすることが可能でしょうか。 (2) 上記が可能である場合、別紙1第4に定める同意を含め、必要となる手続き及び提出書類をお示しいただけますと幸いです。	(1) 移管前の会社の名義で企画提案が行われ契約候補者に選定された場合において、令和8年10月1日以降に移管先の会社と契約することは可能です。 (2) (1)の場合、契約締結にあたっては、移管前の会社の業務が、移管先の会社に継承されたことが分かる書面及び移管後の会社の登記事項証明書の写しの提出が必要です。
4	同一事業者が今回公示された複数の業務に応募し、複数業務について契約候補者となることは可能でしょうか。	可能です。
5	複数業務に応募する場合、各業務の遂行に支障がないことを前提として、業務責任者や各コーディネーター等の一部人員を複数業務で兼務する提案は可能でしょうか。	可能です。
6	外部専門家、大学・企業、システム提供事業者等に業務の一部を依頼する場合、企画提案書に予定先・役割を記載した上で提案し、契約後に改めて承認を受ける運用で差し支えないでしょうか。また、契約後の承認手続に所定様式はありますでしょうか。	企画提案段階では、業務の一部の再委託等の予定についての記載で十分です。再委託に係る協議については、委託契約締結後に受託者からの申出に基づき、委託者が承認の可否を判断する流れとなり、申出に係る様式は任意です。
7	事業計画書等に記載された大学、企業、地域団体、専門家等のうち、既に県又は学校と協議・連携実績がある先については、受託決定後に関係者の情報共有や担当窓口の紹介を受け、既存の関係性を前提として具体調整を進めることが可能でしょうか。	可能です。
8	委託料の支払時期及び支払方法について、業務完了後の一括精算を想定されていますでしょうか。前金払、概算払又は部分払が可能な場合は、その条件も併せてご教示ください。	業務完了後に支払うことを想定していますが、資金繰りの都合等やむを得ない事情が認められる場合は前金払を行うことができます。
9	実習環境利活用コーディネータ、PBL・深い学びコーディネータ、地域・産業連携コーディネータ、学校魅力発信コーディネータは各1名以上、原則週3日以上業務実施とされています。各業務を十分に遂行できる場合、1名が複数役割を兼務する提案は可能でしょうか。また、週3日以上は各役割ごとの要件でしょうか。	1名の方が複数役割を兼務する提案は可能です。また、コーディネータそれぞれについて週3日以上業務実施を原則としています。

令和8年度和歌山県高校教育改革促進拠点運営事業に係る和歌山工業高校改革支援業務に係る
質問に対する回答

*No.4以降は今回追加した回答です。

No.	質問	回答
10	和歌山工業高等学校計画書（抜粋）PDF p2-4高度化・デジタル化する実習環境について、令和8年度中に導入予定の主な機器・設備、導入時期、設置場所をご教示ください。本業務受託者の役割は利活用方法の整理、手順書作成、教職員研修等とし、機器本体の購入・設置費は別途との理解でよいでしょうか。	業務受託者の役割については貴見のとおりであり、機器の購入や設置は委託者側の費用負担で行います。機器の導入予定については、現在調整中のものも含めて多数に上りますので、現時点では明確に回答しかねます。
11	実習設備の消耗品、保守・修理、ソフトウェアライセンス等の継続費用について、本委託費に含める範囲をご教示ください。	例示されている継続費用については、委託者側で負担しますので、受託者が委託料の中から支出する必要はありません。
12	3年生全員が履修する「課題研究」等について、対象生徒数、学科・クラス数、年間授業時数、令和8年度中の実施回数及び現在の研究テーマ・授業構成をご教示ください。	県教育委員会及び和歌山工業高等学校がウェブサイト等で公表している情報を参照してください。
13	課題研究、PBL、コンテスト等について、既に学校が連携している企業、大学、地域団体等がある場合は、その関係性を受託者が引き継いで具体的な授業設計・調整を行う想定でしょうか。	貴見のとおりです。
14	インターンシップ及びデュアルシステムについて、現時点の対象学年・人数、実施時期・期間、既存の受入企業数及び令和8年度に新規開拓を期待する企業数の目安があればご教示ください。	インターンシップ及びデュアルシステムについては、様々な形を組み合わせる多数の企業で行っており、現在調整中のものも含まれますので、現時点では明確に回答しかねます。新規開拓を期待する企業数については、特段の想定はありませんので、仕様書の内容に基づいて応募申請者から提案してください。
15	インターンシップ、デュアルシステム、企業・大学との共同プロジェクトに伴う生徒の交通費、保険、外部人材謝金、会場費等は本委託費に含める想定でしょうか。県の基準単価等がある場合はご教示ください。	例示されている費用については、委託者側で負担しますので、受託者が委託料の中から支出する必要はありません。
16	「和工キッズ」「和工ジュニア」等のものづくり教室について、令和8年度中に想定する開催回数、対象年齢・人数、開催時期及び既存の実施実績があればご教示ください。	ものづくり教室は、今年度から新たに着手する取組であり、現時点で実施実績はありません。具体的な想定については、仕様書の内容に基づいて応募申請者から提案してください。
17	学校魅力発信について、既存Webサイト・公式SNS等を活用し、受託者は企画、取材、原稿、ポスター、動画等のコンテンツ制作を担う想定でしょうか。新規サイト・SNS構築、日常的なアカウント運用、有料広告出稿は必須業務でしょうか。	受託者が担う業務の想定については貴見のとおりです。新規サイト・SNS構築、日常的なアカウント運用、有料広告出稿は必須業務ではありませんが、効果的な学校魅力発信に係る企画提案内容は、選定委員会の評価の対象となります。
18	個別計画書にある「デジタル生産システム専攻（仮称）」について、本業務受託者は令和8年度のカリキュラム設計、企業・大学との調整、校内検討、申請資料作成等にも直接関与することを想定されていますでしょうか。	「デジタル生産システム専攻（仮称）」に係る業務は、本件委託業務の直接の対象ではありません。
19	改革全体のマスタースケジュール、令和8年度中に達成すべき主要マイルストーン及び既に設定済みのKPI・評価指標があればご教示ください。	調整中のものも含まれるので、現時点においては明確に回答しかねます。